

事 務 連 絡
令和4年 8月 5日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

日本薬剤師会より医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について連絡がございました。お恐れ入りますが貴会会員へご周知をお願いいたします。



日薬業発第135号
令和4年 7月 27日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件については、令和4年 3月 22日付け日薬業発第 484号ほかにてお知らせしたとおりですが、このたび別添のとおり事務連絡が一部改正されたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 13 日
(令和 4 年 7 月 25 日一部改正)

各 〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしている¹。

今般、感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

（改正箇所は太字下線）

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後 14 日間経過した後（ただし、2 回目接種から 6 か月以上経過していない場合には、2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021 年 1 月 8 日暫定版）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット²⁾）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することとはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。（オミクロン株の濃厚接触者の場合は、最終曝露日から**3日間**。なお、その場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。）
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け事務連絡）³⁾のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり⁴⁾原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

²⁾ 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>
記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

³⁾ <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

⁴⁾ 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」に関する
Q&A

Q1. 本事務連絡において、対象としている医療従事者には救急隊員も含むか。

対象として以下の者を含みます。（総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。）なお、以下の者について不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行う場合、「医療」は「傷病者の搬送」と、「医療機関の管理者」は「地方公共団体」と読み替えることとなります。

新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）を含む傷病者の搬送に携わる、

- ①救急隊員
- ②救急隊員と連携して出動する警防要員
- ③都道府県航空消防隊員
- ④消防非常備町村の役場の職員
- ⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）

Q2. 医療従事者である濃厚接触者の待機期間は何日間になるのか。

「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日付け（令和4年7月22日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」で告示しているとおり、5日間（6日目解除）ですが、抗原検査キットを用いて2日目と3日目に陰性が確認できた場合には3日目に解除となります。

Q3. 2、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査を、3日目にPCR検査又は抗原定量検査に代えることは可能か

当該濃厚接触者が従事する事業者内でPCR検査又は抗原定量検査を実施（他の民間検査機関等への委託によりこれらの検査を実施している場合を除く。）しており、濃厚接触者の待機期間解除のための検査を実施している場合については、2、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査に代えて、3日目にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除することが可能です。